

15分で学ぶ！ 障がい者支援の基礎

～障がい者支援の理念とは～

第二回 「障がい者の権利擁護と尊厳」

オリジナル：2017年4月
更新版：2023年7月

世界人権宣言（人権に関する世界宣言）

1948年12月10日、フランス・パリで開かれた第3回の国際連合総会で、「あらゆる人と国が達成しなければならない共通の基準」として採択された。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

全ての人は**ひとり**の人間として**尊重**されて**生きる権利**がある
社会は人間らしく**生きられる条件を整える責任**を負う

※第二次大戦前は国内問題不干渉義務により「人権」は国内問題とされた。
世界人権宣言を端緒に「人権」は国際人権法に規定されるようになっていく。

日本国憲法 1946年

■ 3つの基本原理

「国民主権」

「基本的人権の尊重」

「平和主義」

■ 第3章「国民の権利及び義務」

10～40条までの31条が基本的人権に関する記述

■ 平等権、自由権、社会権、請求権、参政権に大別

■ 新しい人権

環境権、プライバシー権、知る権利、アクセス権

基本的人権の保障

人権の固有性、普遍性、不可侵性

- 平等権・・・差別されない権利
- 自由権・・・自由に生きる権利
- 社会権・・・人間らしい最低限の生活を送る権利
- 請求権・・・人権が守られるように国に請求する権利
- 参政権・・・政治に参加する権利
- 環境権・・・人間らしい環境で生活する権利
- プライバシー権・・・個人のプライバシーを尊重される権利
- 知る権利・・・政府が管理している情報を知る権利
- アクセス権・・・マスメディアに反論する権利

国民の権利

憲法 1 1 条 基本的人権

- 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

憲法 1 2 条 自由及び権利の保持義務と公共福祉性

- この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

憲法 1 3 条 幸福追求権

- すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

憲法 1 4 条 平等権

- すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない。

憲法 2 5 条 生存権

- すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

幸福追求権と愚行権

幸福追求権 諸々の人権規程の総則的規程

個人が人間としての幸福を追求する権利。憲法は公共の福祉に反しない限り、最大に尊重されるべき

愚行権 ジョン・スチュアート・ミルの『自由論』（1859年）

生命や身体など、自分の所有に帰するものは、他者への危害を引き起こさない限りで、たとえその決定の内容が理性的に見て愚行と見なされようとも、対応能力をもつ成人の自己決定に委ねられるべき

障がい者権利条約のスローガン

「われわれのことを我々抜きで勝手に決めるな」
Nothing about us without us !

障がい者本人の視点から作られた条約である

障がい者権利条約

障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定

- 医学モデル⇒社会モデル
- 意思決定支援 自己決定
- 障がいに基づくあらゆる差別を禁止
 - ➡ 「合理的配慮の否定」も差別となる
- 障がい者の社会参加し、包容されることを促進
- 条約の実施を監視する枠組みを設置 等
 - ➡ 障がい者政策委員会

合理的配慮

負担になりすぎない範囲で不便さや困難を 改善するための目的に沿った心配り

- ①「合理的配慮」により、障がい者に実質的な平等を保障する
- ②意図的な区別や排除、制限だけでなく、意図的でない場合でも結果的に不平等になることは差別であると考え
- ③障がい（者）を特定せずに、社会参加ということを社会環境との関係で考える広い考え方
- ④障がいのない人と同じように建物や交通機関の利用、道路の使用が可能かどうか、情報やコミュニケーションサービスを得ることができるかどうかという「アクセシビリティ accessibility」を重視する考え方

障がい者基本法

「障がい者基本法の一部を改正する法律」平成23年7月29日

【目的】 等しく国民が人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

【障がい定義】 社会モデル 社会的障壁の除去

【地域社会における共生等】 ●活動と参加 ●選択の機会の保障

●住み慣れた地域で暮らす権利 ●地域社会における共生

●情報へのアクセスや意思疎通のためのコミュニケーションの支援

【差別の禁止】 ●差別禁止と合理的配慮

【国際協調】

【国民の理解と責務】

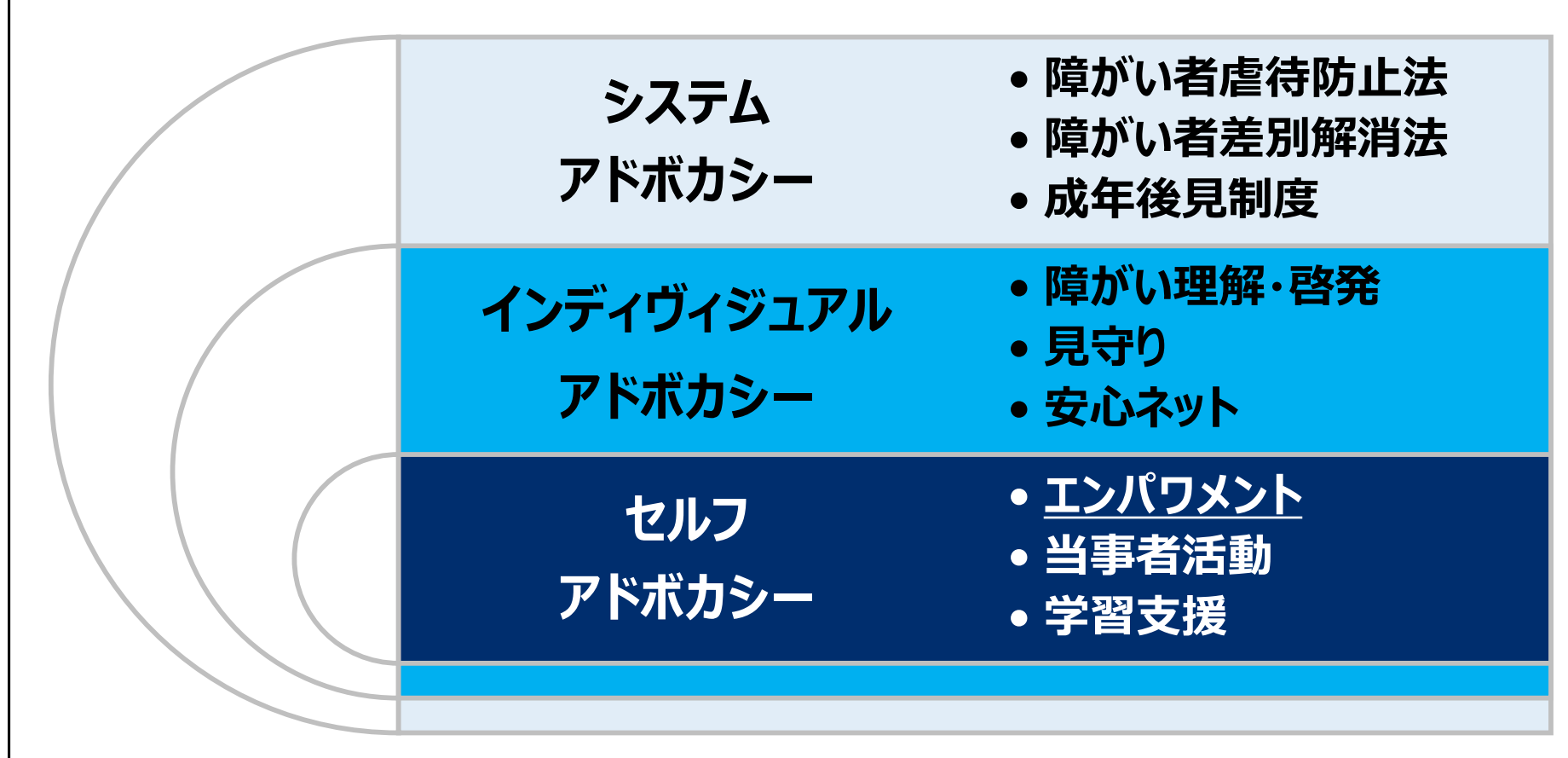
【施策の基本方針】

設備・情報のバリアフリー 21・22条
意思決定支援 23条

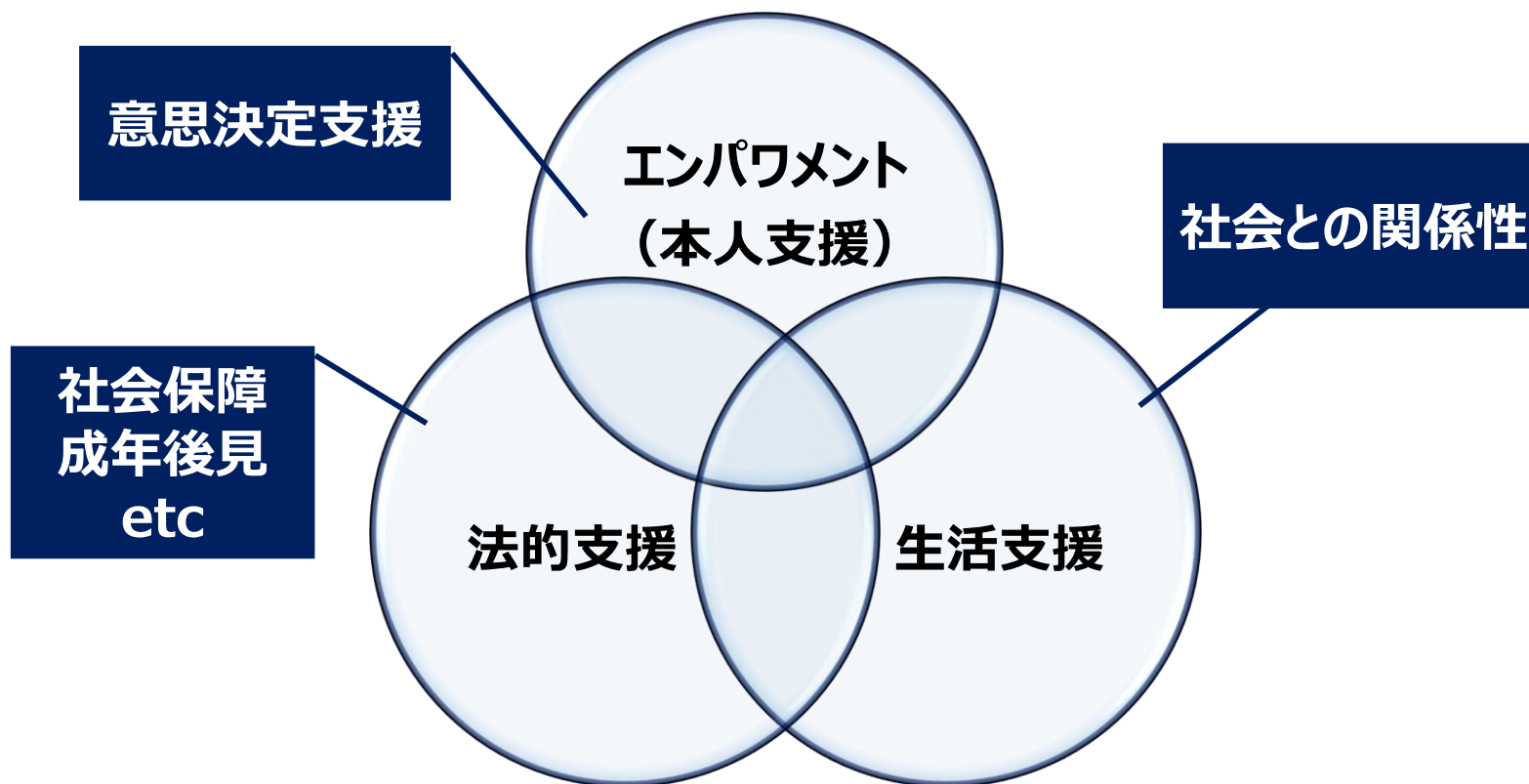
社会的障壁

- **社会的障壁とは障がい者が日常生活又は社会生活において継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態の原因となる事物、制度、慣行、観念その他一切のもの**
- **事柄 早口な話し方 曖昧な説明文**
- **事物 急な階段、段差など使いづらい設備**
- **制度 利用しにくい制度など**
- **慣行 障がいのある人の存在を意識していない慣習、文化**
- **観念 障がいのある人への偏見など**
- **考え方 価値観 障がい者はこうあるべきだ**

権利擁護の3層構造

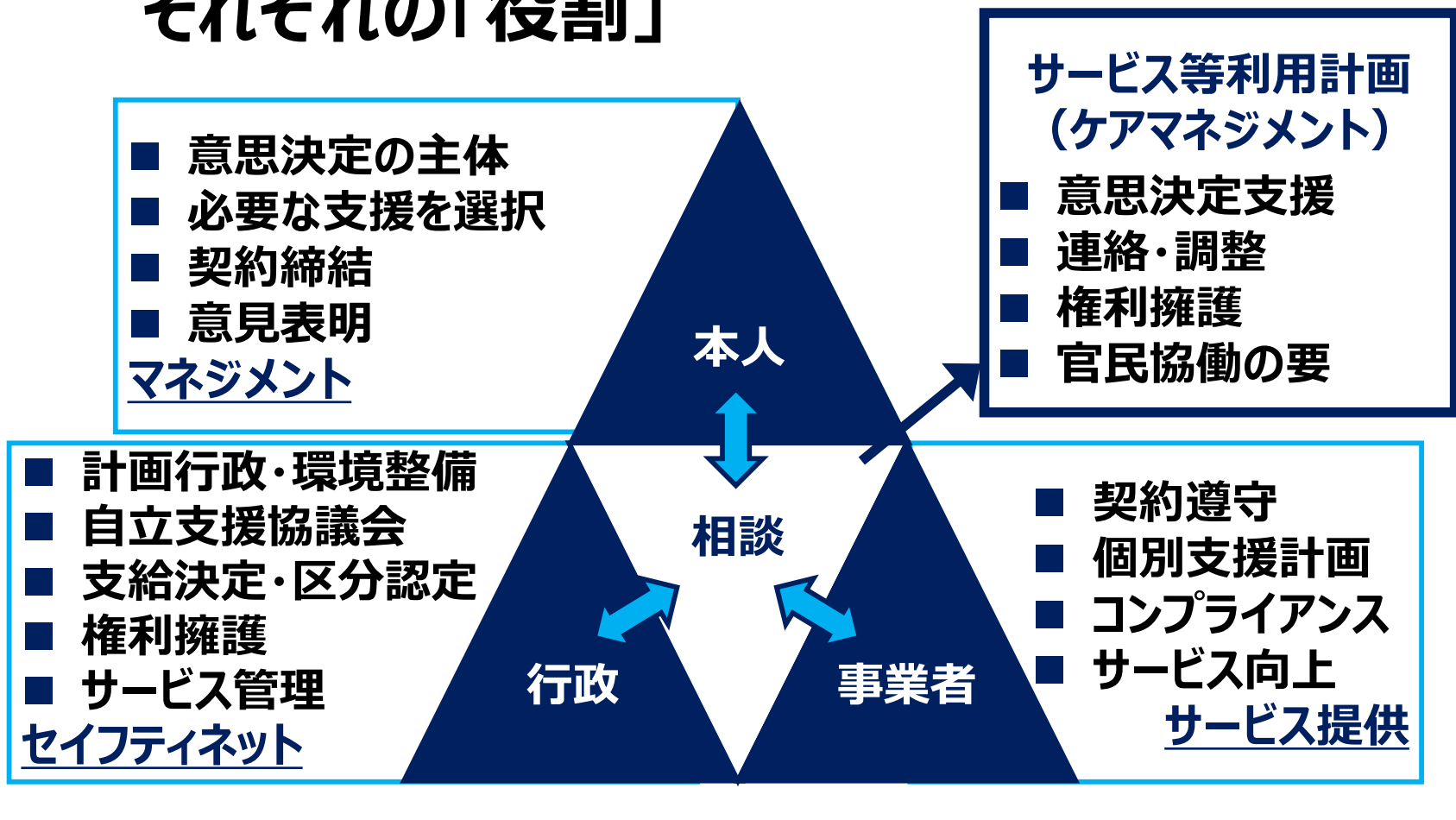


権利擁護の実践



出所：NPO法人PASネット編著「福祉専門職のための権利擁護支援ハンドブック（改訂版）」ミネルヴァ書房

それぞれの「役割」



成年後見制度

後見人（保佐人・補助人）が判断能力の低い人のために本人の意思を尊重しながら「財産管理」や「身のまわりのことに関する事務（身上保護）」を本人に代わって行い本人の権利をまもり、生活を支える制度

【理念】

- ① ノーマライゼーション
- ② 自己決定権の尊重
- ③ 残存（現有）能力の活用
- ④ 身上配慮

**ベスト・インタレスト(本人にとっての最善の利益)
支援つき意思決定／意思決定支援**

障がい者差別解消法

平成25年6月成立
平成28年度より施行

作為による差別(差別的扱い)

何人も障がい者に対して、障がいを理由として差別すること
その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない

不作為による差別(合理的配慮の欠落)

障がいの特質に合わせて合理的な配慮が必要
社会的障壁の除去は過重な負担でない時はこれを解消する
べく配慮しなくてはならない

いたるところで起こっている差別



無自覚な排除の手



内なる差別意識に気づく